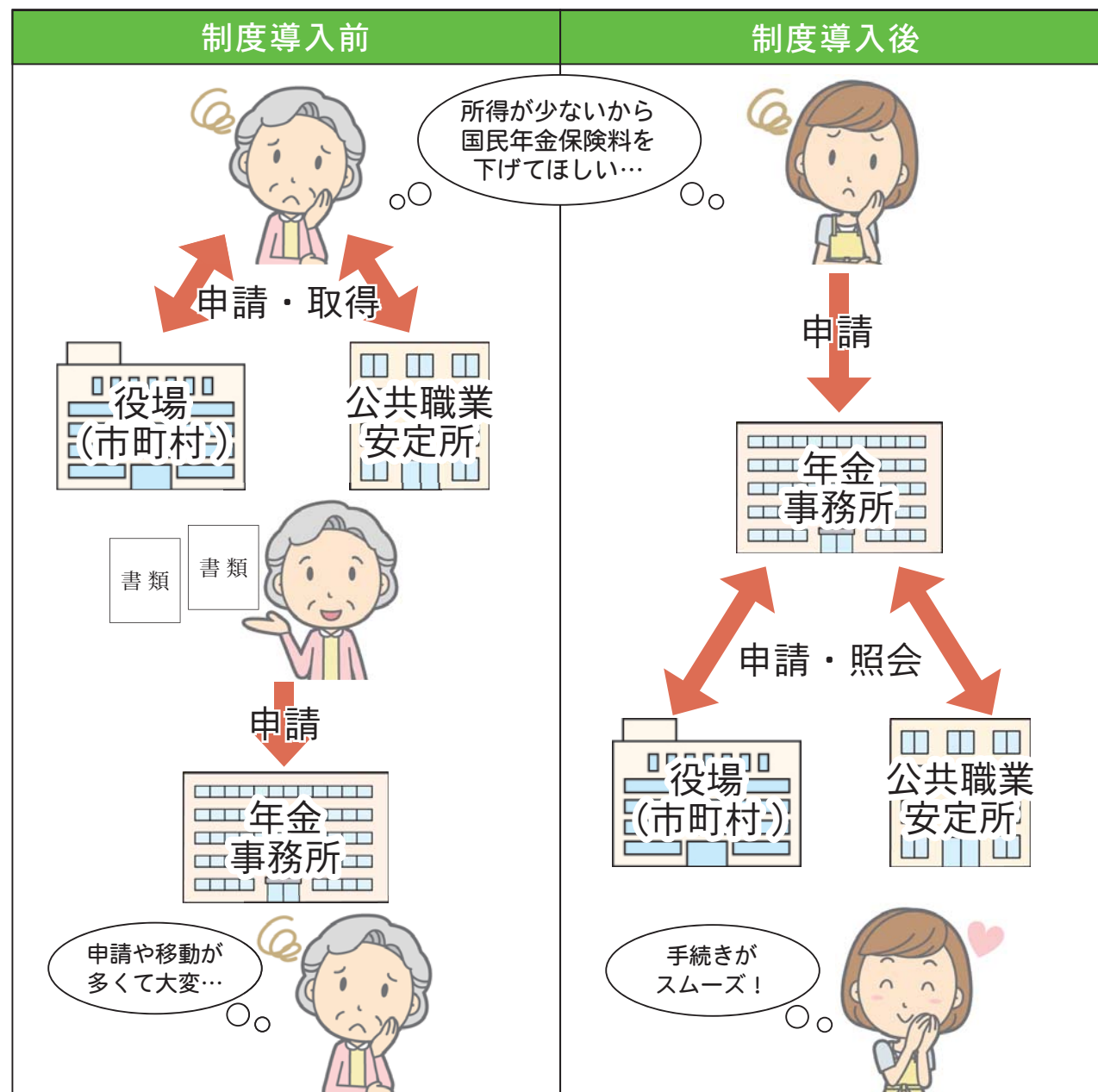


◆行政手続きの違い



◆個人情報の漏えいは大丈夫なの？

制度面

- 法律に規定があるものを除き、マイナンバー等の利用・収集は禁止しています。
- マイナンバーを収集する際には、本人確認が義務付けられています。
- 第三者機関がマイナンバーが適切に管理されているか監視・監督します。
- 法律に違反した場合、従来に比べ罰則を強化しています。

システム面

- 個人情報は、今までどおり分散して管理します。つまり、年金の情報は年金事務所、国税の情報は税務署となるように特定の機関が一括所有することはありません。
- 情報にアクセスできる人は制限・管理されています。
- 行政機関間の通信は暗号化されます。

◆マイナンバー(個人番号)ってなに？

マイナンバー(個人番号)は、赤ちゃんからお年寄りまで、日本に住民票を有するすべての方に1人1つ新たに割り振られる12桁の番号です。

社会保障や納税、災害対策など、将来的にはより多くの、さまざまな分野で使用されるようになります。これらの分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一の人物であることを確認するために活用されるものです。

引っ越ししたり、結婚して名字が変わったりしても番号は変わりません。情報が漏れて、悪用される恐れがある場合に限り、番号を変更することができます。



◆制度の効果

▶ 公平・公正な社会の実現

所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

▶ 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

▶ 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。

◆利用できる手続き

マイナンバー制度が開始される平成28年1月の時点では、以下の3つの手続きでマイナンバーが必要になります。

▶ 社会保障関係の手続き

年金、医療、介護、生活保護、児童手当 など

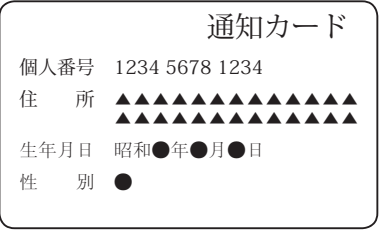
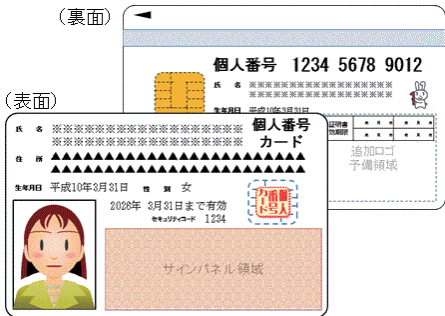
▶ 税務関係の手続き

税務署等に提出する書類 など

▶ 災害対策に関する手続き

被災者生活再建支援金の支給 など

◆「通知カード」と「個人番号カード」ってなに？

	通知カード	個人番号カード
イメージ図		
素材	紙製	プラスチック製 (ICチップ搭載)
入手時期	平成27年10月5日以降	平成28年1月以降
入手方法	郵送で全員に配布される	申請をした方に限り 役場窓口にて入手可能
記載事項	住所、生年月日、性別、 マイナンバー	氏名、住所、生年月日、性別、 顔写真、マイナンバー等
身分証明	使えない	使える
法律による 本人確認	運転免許証または パスポート等が必要	このカードのみで利用可能
その他	—	電子申告等にも使用可

◆将来は…

マイナンバーを利用して、以下のような手続きや使い方を想定しています。

- ▶ 各種民間オンライン取り引き・口座開設
- ▶ コンビニなどで証明書を取得
- ▶ 健康保険証としての利用 など

マイナンバー制度等に関する問い合わせ先

コールセンター：日本語窓口 ☎ 0570 - 20 - 0178
 外国語窓口 ☎ 0570 - 20 - 0291
 (平日9時30分～17時30分、土日祝日、年末年始を除く)

ホームページ：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
 公式 Twitter：https://twitter.com/MyNumber_PR
 新ひだか町役場：静内庁舎生活環境課 ☎ 43 - 2111



スマート国勢調査！
 平成27年度国勢調査を実施します。
 9月10日から調査員がインターネット回答のための書類をお配りしますので、インターネットでの回答をお願いします。
 【問合せ】国勢調査コールセンター ☎0570 - 07 - 2015
 (8月24日から10月31日までの8時00分から21時00分)
 静内庁舎企画課 ☎43 - 2111 (内線223)

◆マイナンバー制度導入の流れ

平成27年

10月5日
から

町 民

事 業 者

- 「通知カード」が郵送で届く
 - ・市町村から「通知カード」が郵送で届きます。必ず中の書類を確認し、大切に保管して下さい。

送付される書類

- マイナンバーの「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- マイナンバーについての説明書類

- 「個人番号カード」の申請
 - ・申請は任意です。
 - ・申請方法は、2通りあります。

① 郵送申請



申請書に署名または記名押印をし、顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れて郵便ポストへ！

② オンライン申請



スマートフォンで顔写真を撮影して、オンラインで申請！

平成28年
1月から

- マイナンバーの利用開始
 - ・3つの行政手続きでマイナンバーが必要になります。
 - ▶ 社会保障 ▶ 税 ▶ 災害対策

- 「個人番号カード」の受取
 - ・「個人番号カード」を申請した方に限り、市町村の窓口で受け取ることができます。以下の書類をご持参下さい。

受け取りに必要な書類

- マイナンバーの「通知カード」
- 申請後に届く「交付通知書 (はがき)」
- 運転免許証やパスポートなどの「本人確認書類」

- 制度導入の準備
 - ・安全管理
 - ・従業員への周知・研修等

- 法人番号の通知
 - ・法人番号(13桁)が付番され、通知書が届きます。
 - ※1法人に対して1番号のみ付番され、法人の支店や事業所には付番されません。また、個人事業主にも付番されません。

- 従業員等のマイナンバー確認

- ・社会保障の手続きや源泉徴収の作成等において書類に記載する必要があるため、従業員(パート・アルバイトを含む)からマイナンバーを提示してもらいます。

- 申請書への記載開始